令和3年度第2回豊山町都市計画審議会 議案別冊3

議案第1号

「名古屋都市計画公園の変更について」

・名古屋都市計画公園の変更 意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
1.	公園に関すること	
1	防災拠点整備エリアに「臨空公園(神明公園)」を含め整備するとすれば、一体化して整備すると説明する避難所周辺区域を、県の整備エリアの一部に含め整備することに、面積的にも矛盾はなく検討すべきである。	愛知県基幹的広域防災拠点は、昨今の自然災害の激甚化・頻発化、切迫する南海トラフ地震への対応力を強化するため、 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給す る施設です。 また、豊山町では、災害時の豊山町民の避難所を計画しています。 この2つの施設は、災害時には異なる目的を持つものであり、施設の運用等を考慮すると、町の計画する避難所を愛知県 基幹的広域防災拠点内に含めることは困難と考えております。
2	営農継続希望者に「神明・金剛地区」に営農地を残すように町エリアを県エリアに含めたそれぞれの計画エリアの再検討を行うべきである。 <2通(43名)>	
3	住宅者や営農者が計画エリアと共存を図れるような計画エリアの検討を行うべきである。 <2通(43名)>	
4	住宅・農地の希望者を集結させ、今の地に残す検討はできないか。 <2通(2名)>	施設の規模については、町民の健康増進、自然とのふれあい、文化活動やコミュニティ活動の場所を提供するとともに、 地域の活性化に資する公園に必要な面積を踏まえお示ししています。 また、愛知県防災公園を含む愛知県基幹的広域防災拠点として、大規模災害時に県内全域の後方支援を行う施設としての
5	農地全域を失うことになる地権者を慮ろうとする配慮、言動はない。優良農作物生産者への対処が何も検討されていない。 <1通(1名)>	
6	客離れにつながる事業者の移転は容易ではなく、事業所と一体となった住居のことも勘案すれば決断は難しい。 <1通(1名)>	
7	住民が立ち退きを迫られるのであれば、責任を持って安住な土地を宛がうのが道理だと思われる。青山地区に住む住民に寄り添った計画に考え直してほしい。 <1通(1名)>	
8	計画エリア北側に隣接する空港敷地内の県有地の利用と運用により、神明地区、或は金剛地区への農地・住宅集結を検討すべきである。 <2通(43名)>	、 名古屋空港内の県有地は、空港として航空機の安全な離着陸を行うために必要な土地であるため、防災拠点として利用することは困難と考えております。

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
9	住宅者・営農継続希望者と計画エリアの再策定のための協議の場を設けて検討すべきである。 <2通(43名)> 住宅者・地権者らの代表と計画エリアの再策定のための検討会を設け検討すべきである。 <2通(43名)>	- 愛知県防災公園については、平常時及び災害時の利用から、位置、区域及び規模について、妥当と考えております
11	田畑周辺の水辺での自然の触れ合いが、新たな公園でできる予定はあるか。自然の 触れ合いができる景観を残す計画の検討を考えられないか。	施設の規模については、町民の健康増進、自然とのふれあい、文化活動やコミュニティ活動の場所を提供するとともに、 地域の活性化に資する公園に必要な面積を踏まえお示ししています。 また、愛知県防災公園を含む愛知県基幹的広域防災拠点として、大規模災害時に県内全域の後方支援を行う施設としての 必要な面積も兼ねております。 いただきましたご意見については、事業者である愛知県に申し伝えました。 今後、計画作成や設計を進める中で、ご意見・ご要望を伺いながら検討してまいります。
13	現在の計画レイアウトを見る限り、小牧市民の利便性に配慮されたもののように見える。地元住民の利用にも配慮した施設になることを期待する。 <1通(1名)>	空港の電波の影響により高さのある消防学校の建築物を区域南側に設置する必要があります。 北側の多目的運動場や屋内運動施設までのアクセスについても、どなたにも利用しやすいよう事業者である愛知県が検討 を進めています。また、開かれた消防学校となるような施設配置とし、公園との一体感を持ち、公園が隔離されていると感 じることのないよう検討を進めています。
14	神明公園の駐車場が狭いため、公園北西角から空港側道間の三角地を駐車場に整備するよう検討すべきである。 <1通(1名)>	ご意見の土地(三角地)を含めて、愛知県防災公園として整備し、必要となる駐車台数を確保してまいります。
15	神明公園北側の屋根付駐車場一端を、タウンバスの待合室に改修するよう検討すべきである。 <1通(1名)>	神明公園の北側は公園の区域内となるため、町道は廃止されます。そのため、屋根付き駐車場をタウンバスの停留所とすることは考えておりません。
16	ダスキン向かいの広場・駐車場に直径80m程の屋根付多目的ドーム広場を作るよう検討すべきである。 <1通(1名)>	公園内に屋根付きの屋内運動施設を計画しております。
17	集中豪雨100mmに対応した貯留槽の整備を検討すべきである。 <1通(1名)>	開発によって失なわれる農地の保水機能を補うため、関係法令に沿って雨水を貯留する調整池を整備する予定です。

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
2.	関連事業に関すること	
18		
19		地域の皆様がご利用されております、区域内の町道などが廃止となり、小牧市側へは県道として整備されます町道 1号線、町道 5 2 号線や神明公園横の堤防道路を利用していただくこととなります。ご不便をおかけしますが、拡幅する道路等については歩道や自転車通行帯を設けるなど歩行者と自動車、自転車を分離することで、道路交通の安全が図られるよう努めてまいります。 また、工事の際には地域の皆様の通行に支障がないよう調整してまいります。
20	道路が拡張されるようだが、住民は承知しているか。 <1通(1名)>	令和3年11月に地権者を対象に「愛知県基幹的広域防災拠点、豊山町避難所及び賑わい施設事業計画説明会」及び令和3年12月の「愛知県基幹的広域防災拠点に関する都市計画説明会」において、関連事業として道路の拡幅計画について、地域住民を含む豊山町民を対象に説明を行っております。あわせて、地区委員や農業委員会、区委員会、実行組合委員会においても事業計画を説明しました。
21	防災の為の施設も必要かもしれないが、道路拡張に伴い41号線から車が流れ込むことで、子どもの幼い命が脅かされる危険がある。 <1通(1名)>	道路拡幅に伴い自動車交通量の増加が見込まれますが、歩道を両側に整備し自動車と歩行者を完全に分離し、安全の確保 に努めます。
22	防災公園の開園時には、大山川堤防道路の通過車が増加すると予想されるため、早急に対応しなければ重大問題であると考える。 <1通(1名)>	拠点周辺のアクセス確保だけではなく、広く県内、県外からのアクセスを視野に入れた道路整備計画の策定について、県 に要望してまいります。
23	神明公園東側道路の歩道が 1.1 mと狭いため、自転車歩行者道として 2.5 mの拡幅を検討すべきである。 <1通(1名)>	ご意見の町道については、愛知県基幹的広域防災拠点エリアに含んでおらず、改良の計画はありません。
24		ラウンドアバウト交差点は、先進諸外国の実績、国土交通省の社会実験結果から通常(十字)の交差点よりも事故が減り、 安全であるといわれております。また、ラウンドアバウトの環状道路は、2車線以上あると環状道路内で車線変更が発生し 危険であるため、1車線しかありません。
25	ロータリー交差点の横断歩道部には信号が無いため、横断歩道前の一時停止は運転 手判断となり、歩行者の安全確保に課題がある。 <1通(1名)>	横断歩道の手前で停車を促すような標識の設置などより安全性を高めるための方策を検討していきたいと考えております。
26	現信号交差点の手前30m右折帯を作り、3車線化するよう検討すべきである。 <1通(1名)>	国道41号との交差点の手前には必要な長さの右折帯を設置する予定です。

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
27	CoCo壱番屋前交差点の西側車道が狭いため、国道より20mを幅5mの道路にするよう検討すべきである。	円滑な交通ができるよう国道から西側についても道路を拡幅する予定です。
3.	手続きに関すること	
28		受知県基幹的広域防災拠点及び豊山町避難所等の計画概要について、令和3年4月に地権者および豊山町民を対象に「愛知県基幹的広域防災拠点、豊山町避難所等計画概要脱明会」を開催しました。その後、政場及び最小、電影事業計画説明会」を開催しまり、1月には豊山町及び小牧市の広報で案内のうえ、豊山町避難所及び隠かに協助で強助をは、一番都計画説明会」を開催しました。あわせて、地区委員や農業委員会、区委員会、実行組合委員会においても事業計画を説明しました。また、令和4年1月より、地権者を対象に個別相談を開催し、ご意見・ご要望をお伺いしております。これまでの各説明会の質疑応答の等や個別相談と開催し、ご意見・ご要望をお伺いしております。これまでの各説明会の質疑応答の等や個別相談と開催し、ご意見・ご要望をお伺いしております。計画法に基づき説明会の関鍵応答の等や個別相談において、住民・地権者もの皆様からのご意見に回答するとともに、都市計画法に基づき説明会の開催や都市計画案の報覧、関係行政機関との協議など都市計画決定に係る必要な手続きを行っており、不備または瑕疵はないものと考えております。

番兒	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
29	次のことは、理由書に不備があることを示すもので、このまま手続きを進めてはならない。計画に変更が生じたからには、県との調整を改めて行い、計画の決定手続きをする必要がある。 (以下理由) ①理由書1「都市の将来像における施設の位置づけ及び都市計画決定の必要性」に、具体的な説明がなく理由にはならない。 ②第5次総合計画基本構想の一部改訂は、本計画を想定したうえで策定したものであるので、理由書1にはあたらない。 ③都市計画マスターブランの一部改訂は、本計画を想定したうえで策定したものであるので、理由書1にはあたらない。 ④「緑の基本計画」の一部改訂による位置づけも、理由書1の理由にはならない。 ⑤理由書1にはあたらない。 ④「緑の基本計画」の一部改訂による位置づけも、理由書1の理由にはならない。 ⑤理由書1にはあたらない。 ⑥理由書1には応之図圏をレクリエーション・交流機能の拠点として位置づけ、その機能強化を目指すとする説明は「都市計画説明会」ではなされていない。 ⑥が、「都市計画でスターブランの一部改訂は、本計画を想定したうえで策定されたものなので、理由書2にはあたらない。 ⑦那市計画マスターブランの一部改訂は、本計画を想定したうえで策定されたものなので、理由書2にはあたらない。 ②の町民ー人当たりの公園面積10㎡以上と緑の基本計画の目標に近づけるとする理由書3は、本計画を想定して策定されたので理由にはならない。 ③町民ー人当たりの公園面積10㎡以上と緑の基本計画の目標に近づけるとする理由書3は、本計画を想定して策定されたので理由にはならない。 ①町田書3の防災公園の施設や広場等の規模の数値は、「都市計画説明会」までには住民らに説明されておらず、理由書3には約8.9ha必要とするが、その根拠は示されていない。 ① 「都市計画を担西圏の拠点は国が設置・管理運用しているが、本県は県が行おうとする理由が明らかにされていない。 ① 理由書にある上位計画の整合性については、「事業計画説明会」や「都市計画説明会」において全く説明がなされていない。 ② 理由書にある上位計画の整合性については、「事業計画説明会」や「都市計画部明会」において全く説明がなされていない。	都市計画の案の理由書については、住民が都市計画が決定され、又は変更される理由を十分に理解できるようにすることが必要であり、当該都市計画の都市の将来像における位置づけについて説明することが望ましいとされています。また、当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性について、できるだけわかりやすく説明するべきとされています。今回の理由書については、それらを適切に記載しているものと考えております。

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
30	次のことは、二つの計画をこれまで進めてきた提案者の態度や姿勢に不備・不足があることを示すもので、改まらない限り、計画に協力しようとする判断には至らない。 (以下理由) ①住宅者の移動先の当てや個々の要望を聞き取る時間的機会は十分あったのに全く行っていない。20 農地地権者に対し、営農機続や代替地の希望など予備的にも聴取把握し対処しようとしてこながった。30 住宅者らに用地取得の方法をこれまでの説明会で繰り返し、利害関係者に寄り添おうとする姿勢が全く感じられない。 40 農地地権者に対する提案者の姿勢に、「該策」は全く感じられない。取得の期間など共有事項の全体説明を提起しても対処しようとしない。 (30 住宅者らの計画エリア変更の検討を望む提案も、断片的にしか受け止めずに各説明会では即座に否定し終りようともしない。 (6) 「都市計画説明会」の質疑応答のまとめを関係者に送付していない。 (6) 「都市計画説明会」の質疑応答のまとめを関係者に送付していない。 (6) 「都市計画説明会」「事業計画説明会」のまとめを関係者に送付していない。 (7) 各説明会での質疑応答のまとめ、制度と大り自日とは異なる回答を都合よく記載している。 (8) 「計画説明会」「事業計画説明会」のまとめを関係者のはなく、来訪しての計画への協りの場別のように表しての新年の検討は防災拠点整備についての言及はなく、来訪しての計画への協り「新事の「広報」での新年の検討は防災拠点整備についての言及はなく、未訪しての計画への協り「事業計画説明会」において参加者を座席指定にした結果、質疑や意見の学手を萎縮させた。 (7) 「事業計画説明会」において参加者を座席指定にした結果、質疑や意見の学手を萎縮させた。 (7) 「事業計画説明会」において参加者を座席指定にした結果、質疑や意見の学生を整視した。 (8) 「計画説明会」の説明が、音響等の事前の関節を急たったで聞き取りにくかったと認めておきながら、提案者は再度の開催を参加者に伏せた。住民の機会を扱うにとて関き取りにくかったと認めておきながら、提案者は一の参加に検討しておらず、即議会の影明を参加者に伏せた。住民の機会を動力の参加者に伏せた。住民の場を発生上を使用する場合の安全性について、提案者のの関係を参加者に伏せた。住民の場としている。の対しない。 (8) 「報告報日の参加を要素にあると、事業所と一体となった住居のことも勘案すれば、アリアの見とした。これを表にはない。 (2) 知識の関しにもおいる。町の事議会の軽視がをされての場には関いは都市計画表ではない、事業所と一体となった住居のことも勘案すれば、アリアの見ししが動と大きで、事業所と一体となった住居のことも勘案すれば、アリアの見由に対していない。 (2) 「補信の説明は都市計画素に発している。町の事議会の軽視にあたり、で発表には、日間に関い、表には、音楽者のといないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないま	いただきましたご意見につきましては、今後も住民・地権者らの皆様に事業に対しご理解・ご協力いただける対応に努めるよう、事業者である愛知祭に申し伝えました。 また、豊山町も愛知祭に協力し、より分かりやすく丁寧な情報提供や説明、対応に努めてまいります。

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
31		計画の目的や概要を令和3年4月の「計画概要説明会」において、整備内容およびエリアを示した事業計画を令和3年12月の「都市計画説明会」にて地域住民を含む豊山町民を対象に説明を行っており、計画の周知を図ってまいりました。また、地区委員会や農業委員会、区委員会、実行組合委員会においても説明を行っております。今後も地区委員会や町民との懇談会などの機会をとらえ丁寧な説明を実施してまいります。
32	知事や担当局長が説明会に出席しない理由は何故か。 <1通(1名)>	愛知県からは事業の実施における責任者が出席しているものと考えております。
33	防災公園の理由書を読んでも、整合性をあげての説明は理由にならない。県としてこが最適地で県下住民の支援のために必要であれば、住民らに寄り添いながら計画を進めていくべきではないか。 <1通(1名)>	
34	住民らが一定の満足感が持てるような計画と実現に向けた真摯な対応を積み重ねずにして、合意形成を計れるのか。 <1通(1名)> このような理由書で計画が決定されるのであれば、先祖から引き継いだ大切な土地の譲渡に応じることはできない。 <1通(1名)>	今後も計画にご協力いただけるよう、より分かり易く丁寧な情報提供や説明、対応に努めていきます。
36	豊山町役場において計画理由書等を閲覧したが、県計画の説明で配布された資料が添付されていた程度で、全く理解ができなかった。 <1通(4名)>	都市計画法第14条において、都市計画は、総括図、計画図及び計画書によって表示するものとされており、このうち計画書には都市計画に定める事項のほか、当該都市計画を定めた理由を附記するものとされています。あわせて、都市計画法第17条には、都市計画の案を縦覧する場合には、当該都市計画を決定しようとする理由書を添えることが規定されています。今回の都市計画の案については、これらに基づき適切に作成しているものと考えております。
	本計画の必要性・位置区域の妥当性・規模の妥当性についての評価はあるが、地域住民の生活・安全に対する評価がない。住民軽視ともとれる理由書を元に計画が進められることに賛同できない。 <1通(1名)>	理由書には地域住民の生活・安全に対する具体的な評価は記載していませんが、新たに大山川の調節池の整備を予定しているなど地域住民の生活・安全に配慮した施設となるよう整備を進めてまいります。 なお、都市計画の案の理由書については、住民が都市計画が決定され、又は変更される理由を十分に理解できるようにすることが必要であり、当該都市計画の都市の将来像における位置づけについて説明することが望ましいとされています。また、当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性について、できるだけわかりやすく説明するべきとされています。 今回の理由書については、それらを適切に記載しているものと考えております。
38	地籍図に地積番号が記載されていないのは何故か。 <1通(1名)>	参考図書の地籍図は、公図上で都市計画決定の区域を明示したものであり、番号については、一部記載していない部分がありました。

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
39	住民や田畑の所有者は、計画に理解を示しているか。 <1通(1名)>	町民の方を対象とした説明会をはじめ、令和4年1月から実施している個別相談において、所有者のご意見・ご要望をお 伺いしております。平常時・災害時において必要な施設と考えていますので、計画にご理解・ご協力いただけるよう努めて
40		同いしておりより。千帛時・ 火告時において必要 な旭設と考えていよりので、計画にこ <u>理解・こ励力いただけ</u> るよう先ので まいります。
4.	- その他(代替地など)	
41	住宅者・地権者・住民らの代表と平常時に望まれる公園施設や緑地形態、地域の安全・環境などについて協議する場を設けて検討すべきである。 <2通(43名)>	
42	住民の代表らが加わって、公園計画を話し合う場を設けているか。 <1通(1名)>	いただきましたご意見につきましては、事業者である愛知県に申し伝えました。 今後、計画作成や設計を進める中で、ご意見・ご要望を伺いながら検討してまいります。
43	関係住民の代表らが加わって、計画を話し合う場を設けているか。 <1通(1名)>	
44	移動せよと言われた住宅者は、あてもなくとても困っている。「~までに更地に、不動産屋を通して自分で探せ」は、土地を求める側の人が言う言葉や態度ではない。住宅や農地所有者が反発するのを承知の上で計画を進めよと言っているのか。 <1通(1名)>	いただきましたご意見につきましては、事業者である愛知県に申し伝えました。 代替地の確保につきましては、地権者の方のご意向を伺いながら、県・町が協力し、調査及びご提案できるよう努めてま いります。

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
45	農業を今後続けたい人がどれくらいいて、どれくらいの替地を希望しているか掴んでいるか。県は替地を探しているのか。 <1通(1名)>	
46	農業を続けたい人がいるが、替地を近くで探そうとしているか。 <1通(1名)>	
47	農業を続けたいと思っている人に、替地などを親身になって探しているか。 <1通(1名)>	
48	防災公園の駐車場予定地に移住しており、移転先及び代替地が必要となるが、計画 説明会にて不動産屋を通じて各自で探す様にと回答し、私どもへの配慮は全くなかっ た。	
49		
50	住宅の移動をしなければならない人に、親身になって相談にのってきたか。 <2通(2名)>	
51	計画が決定されると、土地の利用が制限されてしまうことを所有者は知らない。	都市計画決定がなされると、都市計画法に基づき、区域内での建物の建築に制限がかかります。なお、当該区域について
52	都市計画が決定されると土地利用が制限されることを説明しているか。 <1通(1名)>	は市街化調整区域であり、開発する場合は一定の要件を満たす必要があります。
53	<1通(1名)>	施設の規模は、町民の健康増進、自然とのふれあい、文化活動やコミュニティ活動の場所を提供するとともに、地域の活性化に資する公園に必要な面積を踏まえお示ししています。 また、愛知県防災公園を含む愛知県基幹的広域防災拠点として、大規模災害時に県内全域の後方支援を行う施設としての必要な面積も兼ねております。
34	「補償の説明は都市計画決定後に」と何も言わずに、住宅の移動だけを求められて	
55	移転が必要な場合はどこへ移転するのか。また、現住居の解体など移転時に要するものは何があるか。 <1通(4名)>	代替地の確保につきましては、地権者の方のご意向を伺いながら、県・町が協力し、調査及びご提案できるよう努めてま いります。 移転時には、現住居を解体し更地での引き渡しをお願いしております。

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
		移転につきましては、県と契約し、新たな生活再建が整った後、現在の住居を解体・撤去し、更地での引き渡しをお願い しております。そのスケジュールにつきましては、令和4年4月以降に実施する用地測量や土地評価、補償調査を経て、概 ね秋以降に補償金額を提示し契約の締結をお願いしてまいります。